

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p data-bbox="848 347 1122 501">社 庶 第 2 9 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社 援 発 0 5 2 7 第 2 号</u> <u>令 和 4 年 5 月 2 7 日</u></p> <p data-bbox="185 564 450 593">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="848 660 1090 721">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="331 785 972 842">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p data-bbox="185 909 1122 1094">社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> | <p data-bbox="1794 347 2067 501">社 庶 第 2 9 号 昭 和 6 3 年 2 月 1 2 日 (最終改正) <u>社 援 発 0 6 0 4 第 2 号</u> <u>令 和 3 年 5 月 2 0 日</u></p> <p data-bbox="1131 564 1395 593">各 都 道 府 県 知 事 殿</p> <p data-bbox="1794 660 2036 721">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p data-bbox="1276 785 1917 842">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p data-bbox="1131 909 2067 1094">社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>別添 1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (同右)</p> <p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (同右)</p> <p>(10) 都道府県社会福祉協議会 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）<u>別添17</u>（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員</p> <p>(11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会 (同右) ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）<u>別添17</u>（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員</p> <p>(12)～(44) (同右)</p> <p>(45) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対</p> | <p>別添 1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p>2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲 施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 都道府県社会福祉協議会 ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）<u>別添16</u>（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員</p> <p>(11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会 (略) ・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）<u>別添16</u>（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員</p> <p>(12)～(44) (略)</p> <p>(45) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員 <p>(46)～(54) (同右)</p> <p>(55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添31（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行っている職員 <p>(57)～(59) (同右)</p> <p>(60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行っている職員 <p>(61) (同右)</p> <p>(62) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する | <p>応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談員 <p>(46)～(54) (略)</p> <p>(55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添15（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている専任の職員 <p>(56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添25（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行っている職員 <p>(57)～(59) (略)</p> <p>(60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添19（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行っている職員 <p>(61) (略)</p> <p>(62) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定す |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）</p> <p>(63)～(66) (略)</p> <p>(67) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 <p>(68) (同右)</p> <p>(69) <u>雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 <p>(70) (同右)</p> <p>(71) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター及び雇用トータルサポーター（大学等支援分） <p>(72)～(75) (同右)</p> <p>(76) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康包括支援セ</u></p> | <p>る生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む)</p> <p>(63)～(66) (略)</p> <p>(67) <u>障害者雇用納付金制度に基づく</u>第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 <p>(68) (略)</p> <p>(69) <u>雇用保険二事業助成金制度に基づく</u>障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者 <p>(70) (略)</p> <p>(71) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター <p>(72)～(75) (略)</p> <p>(76) <u>「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日付</u></p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p><u>ンター</u> <u>・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員</u></p> <p>(77) ~ (83) (同右)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(84)</u> 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設 ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者</p> <p><u>(85)</u> 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設 ・同条に規定する相談に応ずる職員</p> <p><u>(86)</u> 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から<u>(85)</u>までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員</p> <p>3 業務従事期間の計算方法 (同右)</p> <p>4 2 <u>(86)</u>の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア (同右) イ 上記1及び2の(1)から<u>(85)</u>までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> | <p><u>け雇児発0331第5号)に基づく子育て世代包括支援センター</u> <u>・相談援助業務を行っている職員</u></p> <p>(77) ~ (83) (略)</p> <p><u>(84)</u> <u>母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター</u> <u>・同条第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員</u></p> <p><u>(85)</u> 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設 ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者</p> <p><u>(86)</u> 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設 ・同条に規定する相談に応ずる職員</p> <p><u>(87)</u> 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から<u>(86)</u>までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設 ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員</p> <p>3 業務従事期間の計算方法 (略)</p> <p>4 2 <u>(87)</u>の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領 (1) 認定基準 ア (略) イ 上記1及び2の(1)から<u>(86)</u>までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> |
|---|--|

| | |
|---|---|
| <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 (86)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (同右)</p> <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (40) (同右)</p> <p>2 業務従事期間の計算方法 (同右)</p> <p>3 業務従事期間の認定方法 (同右)</p> | <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 (87)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (40) (略)</p> <p>2 業務従事期間の計算方法 (略)</p> <p>3 業務従事期間の認定方法 (略)</p> |
|---|---|